

九州ルーテル学院大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的規範について定め、もって研究を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれに附随するすべての事項をいう。
- (2) 本学の教職員で研究を行う者及び本学において研究に従事する外部の研究者等をいう。大学院及び学部の学生、研究生等が研究にかかわる場合も、研究者に準ずる者として取り扱い、この規程の対象とする。
- (3) 「研究費」とは、個人研究費、学内研究活動補助金等の本学が支給する公的研究費および文部科学省科学研究費補助金その他の研究助成金をいう。
- (4) 研究活動上の不正行為
 - ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用。
 - ・「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
 - ・「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
 - ・「盗用」とは他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。
 - ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- (5) 「二重投稿」とは、印刷物、電子媒体を問わず、既に出版された、又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿することをいう。
- (6) 「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適性に公表されないことをいう。

(研究者の倫理規範)

第3条 研究者は、研究を行うに当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 建学の理念であるキリスト教の精神に基づき、個人の尊厳と人権を尊重し、学術研究の発展のために、良心と信念に従い、「九州ルーテル学院倫理綱領」等に則って誠実な行動をとること。
- (2) 研究者としての能力向上を目指し、自己研鑽に努めること。
- (3) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）（以下「倫理指針」という。）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）」及び本学の諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約等及び関係学会が定める倫理規程等を遵守すること。
- (4) 自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。

- (5) 研究計画の立案又は提案に当たっては、過去に公表された研究業績の把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性及び新規性を確認すること。
- (6) データ等の収集に当たっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。
- (7) ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の不正行為又は不適切な行為を行わないこと。
- (8) 教員は、学生が学位論文作成、卒業研究等のため研究者として行動する際は、この規程を踏まえた指導を行うこと。
- (9) 教員は、学生が教員の研究活動に加わる時は、当該学生が不利益を被らないように十分配慮すること。
- (10) 特許権の取得申請等、合理的な理由により公表制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため、公表すること。
- (11) 研究費の使用に当たっては、別に定める「公的研究費等に関する運営及び管理に関する規程（平成19年11月1日施行）」その他関係法令等を遵守すること。
- (12) 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の研究業績の評価・検証にかかわるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき公正な判断に努めること。
- (13) 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講すること。
(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行うときは、提供者に対して、その目的、収集方法を分かりやすく説明し、事前に提供者の同意を得なければならない。この場合において、提供者が18歳未満の場合及び提供者に同意の可否を判断する能力がないと思料される時は、提供者の代理人となる保護者等から同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究者は、研究目的を協力者に事前に告げることが研究の遂行に支障があるときは、調査及び実験等への協力終了後に協力者に対しその説明を行い、同意を得なければならない。

3 他の組織、団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けるときも、第1項前段の規定に準じて行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、無記名式の調査票等により匿名化して個人情報及びデータを収集するときは、調査の回答をもって同意を得たものとみなすことができる。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報を受けて研究を行うとき、又はそれらの情報を利用して教育を行うときは、別に定める「九州ルーテル学院学生等に関する個人情報保護規程（平成17年4月1日施行）」等に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を適正に取り扱い保護しなければならない。

2 研究者は、個人情報の管理に万全を期すとともに、研究成果の公表に際しては、個人が特定されることのないように配慮しなければならない。

(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は作成した資料（観察・実験ノートを含む。）、情報及びデータ等の滅失、漏えい及び改ざん等を防ぐための適切な措置を講じるとともに、事後の検証に応じられるように、当該資料等を原則として10年間適切に保存・管理し、開示の必要性が認めら

れる場合は、これを開示しなければならない。

(安全管理)

第7条 研究者は、研究において研究装置・機器等及び材料・薬品等を使用するときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、最終処理まで含め、責任を持って安全管理に努めなければならない。

(管理体制)

第8条 本学における研究に係る倫理を保持するため、次の各号に定める責任者を置き、その責任と権限を定める。

(1) 学長は、研究に係る倫理の最高管理責任者として責任を負うとともに、研究者の倫理意識の高揚に向けて啓発活動、研究活動上の不正行為の防止その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 学科長及び研究科長は、当該組織における研究に係る倫理の責任者として責任及び権限を有し、主に次に掲げる業務を担う。

ア 研究者に対して、必要な指導及び助言を行うこと。

イ 研究に係る倫理の保持に関する状況及びその対応等について、必要に応じて最高責任者に報告すること。

(3) FD・研究委員会委員長は、研究倫理教育責任者として、同委員会の企画の下に研究倫理に関する教育を定期的実施するものとする。

(倫理審査)

第9条 学長は、人（試料・情報を含む。）を対象とする研究のうち、倫理指針に該当するものとして、当該研究を実施する代表者から実施計画の倫理面の審査の申請があったときは、別に置かれる研究倫理審査委員会の審査を経て、その諾否を決定するものとする。許可された実施計画を変更する場合も同様とする。

2 実施計画の審査手続及び研究倫理審査委員会の組織・運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(研究活動上の不正行為への対応等)

第10条 研究活動において、第2条に定める不正行為が、発生し、又はその疑惑が生じた場合の調査手続・方法の対応等については、別に定める。

(倫理指針及びガイドラインの準拠)

第11条 この規程に定めるもののほか、前2条に規定する人を対象とする研究に関する事項及び研究活動上の不正行為への対応等に関する事項については、倫理指針及びガイドラインに定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。